



放課後児童クラブ育成料減額・免除について

芦屋市放課後児童クラブ条例第7条に基づき、育成料を減額又は免除することができます。

「減額免除基準」に該当する方は、「必要書類」を準備し、青少年育成課に提出してください。(上記2次元コードから電子申請も可能です。)

1 減額免除基準

区分	減額及び免除額	対象
1	育成料の全額	生活保護法の規定による被保護世帯及び母子・父子家庭で保護者の前年度の市民税所得割額が非課税の世帯
2	育成料の75%の額	保護者の前年度の市民税所得割額が非課税の世帯 (区分1に該当する者を除く)
3	育成料の50%の額	保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が6万円以下の世帯
4	育成料の25%の額	保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が12万円以下の世帯
5	育成料の50%の額	同一世帯から、2人以上の児童が入級している場合の2人目からの児童 ※入会申請書を用いる場合は裏面7番のチェックをもって申請となります。
6	市長が別に定める額	災害等特別な理由により、育成料の納付が困難となった世帯

2 必要書類

対象	書類	
芦屋市で令和7年度の市民税所得割額が把握できる方	原則、提出していただく書類はありません。 税の申告をされていない方は、税務署もしくは課税課市民税係で申告していただき、申告書の控えの写しをご提出ください。	
他市から転入された方 (令和7年1月1日時点で芦屋市に住民登録がない方)	給与所得のみの方	令和7年1月1日にお住まいの市町村で発行される課税証明書又は 令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写)
	個人経営、個人納付の方	令和7年度市民税・県民税納税通知書 (表紙・税額・明細の部分の写し)
	海外勤務の方	令和6年中の所得を証明できる書類 (勤務先の給与証明等)
	上記以外・紛失した方	令和7年度市民税・県民税課税証明書 (令和7年1月1日時点の住民登録地発行)
生活保護受給者	生活保護受給者証(写)	
ひとり親世帯で非課税の方 (婚姻歴のないひとり親世帯についても、寡婦(夫)の適用を行っています。)	下記のいずれかを提出 母子父子家庭証明書、芦屋市ひとり親家庭証明書、児童扶養手当証書(写)、母子家庭等医療費受給者証(写)	

※減額・免除決定後に申請状況が変わった場合は、速やかに申し出てください。

※前年度まで減額・免除を受けたことがある継続入会の方も年度毎に申請が必要です。

※申請後に納期限が到来する育成料のみが減額・免除の対象となります。(遡って適用することはできません)

【お問い合わせ】

担当課: 芦屋市教育委員会青少年育成課
住所: 芦屋市精道町7番6号
電話: 0797-38-2110

計算方法は裏面へ

計算方法

育成料減額・免除の決定について

芦屋市放課後児童クラブの育成料の減額・免除制度においては、下記の計算式により市民税所得割額を計算いたします。

$$\text{令和7年度市民税所得割額} - (A \times 330,000 \text{円} + B \times 120,000 \text{円}) \times 6\% = \text{計算後の市民税所得割額}$$

※「令和7年度市民税所得割額」は「市民税・県民税課税証明書」等で確認できます。

※「A」は年少扶養控除対象人数(16歳未満(0~15歳))

※「B」は特定扶養控除上乗せ分の人数(16~18歳)

※「6%」は年税額における市民税率(6%)と県民税率(4%)の割合

※計算方法は簡易式のため、詳細は青少年育成課までお問い合わせください。

(例) 父親は市民税所得割額が 71,500円 で8歳と12歳と17歳の子どもを扶養し、母親は市民税所得割額が 15,300円 で子どもを扶養していない場合

$$\text{(父親)} 71,500 \text{円} - (2 \text{人} \times 330,000 \text{円} + 1 \text{人} \times 120,000 \text{円}) \times 6\% = 24,700 \text{円}$$

$$\text{(母親)} 15,300 \text{円} - (0 \text{人} \times 330,000 \text{円} + 0 \text{人} \times 120,000 \text{円}) \times 6\% = 15,300 \text{円}$$

$$\text{(父親)} 24,700 \text{円} + \text{(母親)} 15,300 \text{円} = \text{(市民税所得割額合計)} 40,000 \text{円}$$

よって、表面の「減額免除基準」より**育成料50%減額**の対象となります。